

議案第 28 号

里庄町企業育成振興条例の制定について

里庄町企業育成振興条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 3 月 14 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

町内において、製造の事業の用に供する設備を新設又は増設する者に対し、奨励措置を行うことにより、町内産業の振興を図り、もって町勢の発展に寄与することを目的に、里庄町企業育成振興条例を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町企業育成振興条例

(目的)

第 1 条 この条例は、町内において、製造の事業の用に供する設備を新設又は増設する者に対し、奨励措置を行うことにより、町内産業の振興を図り、もって町勢の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設備 営利を目的として物の製造又は加工を行うために必要な施設及び附帯施設をいう。
- (2) 新設 新たに設備を設置するものをいう。
- (3) 増設 既存の設備を拡張し、又は増加するものをいう。
- (4) 従業員数 労働基準監督署の証明又は町長の認定するところによる。

(奨励措置)

第 3 条 町長は、設備を新設又は増設する者のうち、次の各号のいずれにも該当する者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付する。

- (1) 新設する場合は、新設する設備の面積が 500 平方メートル以上であること。また、増設する場合は、増設前の面積の 20 パーセント以上を増設し、かつ、増設後の面積が 500 平方メートル以上であること。
- (2) 当該設備の操業を開始した日から 1 年を経過した日において 6 箇月以上就業している従業員数が、新設の場合は 10 人以上、増設の場合は従前の従業員数より 20 パーセントかつ 5 人以上増加し、増設後の従業員数が 15 人以上となること。
- (3) 公害防止及び開発行為に関する法令、条例等の規制を受けるものについては、関係機関と協議がなされ、協定書等の締結を完了していること。
- (4) 一の施設（一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋若しくは構築物であって一団の土地にあるものに限る。）であって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 6 条第 1 号及び第 2 号又は法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものに限る。）及び当該施設の敷地である土地（平成 26 年 1 月 1 日以後に取得し、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該施設の建設の着手があった場合に限る。）の取得価額の合計額が、2 億円（農林漁業関連業種に係るものにあつては、5 千万円）以下であること。

(奨励金の額)

第 4 条 前条の規定により交付することができる奨励金の限度額は、次に定めるところによる。

- (1) 納税義務が発生する初年度から、当該年度から起算して 3 年度までの間 各年度における固定資産税額に相当する額
- (2) 納税義務が発生する初年度から起算して 4 年度及び 5 年度 各年度における固定資産税額に相当する額の 2 分の 1

2 前項の納税義務及び固定資産税額は、設備の新設又は増設部分について、里庄町税条

例（昭和 36 年里庄町条例第 9 号）に基づき賦課される固定資産税に係るものに限る。

（便宜供与）

第 5 条 町長は、第 3 条の規定に該当する者に対し、設備用地、住宅用地、上水道、工業用水及び道路等の整備又は拡張、労働力の確保並びに関係各者との調整に協力するものとする。

（事業計画書の提出）

第 6 条 第 3 条の規定により、奨励金を受けようとする者は、あらかじめ当該設備の新設又は増設に着手する前に、当該設備に係る内容を具備した事業計画書を町長に提出しなければならない。ただし、特段の事情があると町長が認めた場合は、この限りでない。

（奨励措置適用の可否の通知）

第 7 条 町長は、前条の事業計画書が提出されたときは、内容を審査の上、奨励措置適用の可否を決定し、提出者に通知するものとする。

（事業計画の再提出）

第 8 条 奨励措置の不適用の通知を受けた者が、改めて奨励措置の適用を受けようとするときは、第 6 条の規定に基づき、再度事業計画書を提出することができる。

（事業計画の変更）

第 9 条 第 7 条の規定により、奨励措置の適用を受けた者が、第 6 条に規定する事業計画を変更する場合は、事業計画変更届をあらかじめ町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する事業計画変更届が提出されたときは、内容を審査し、奨励措置が不適用となった場合、その旨を提出者に通知するものとする。

（完了報告）

第 10 条 第 7 条の規定により、奨励措置の適用の通知を受けた者は、当該設備の新設又は増設が完了した日から 1 箇月以内に、完了報告書を作成し町長に提出しなければならない。

（適用除外）

第 11 条 この条例の規定は、里庄町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 26 年里庄町条例第 号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。

（委任）

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の規定は、平成 27 年度分の固定資産税から適用する。